

令和4年3月28日市長決裁

行田市市内循環バスのバス停留所新設及び廃止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市市内循環バスのバス停留所新設及び廃止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(新設の申請)

第2条 行田市市内循環バスのバス停留所新設を要望する者は、行田市市内循環バス・バス停留所新設要望書(様式第1号)に必要な事項を添付して市長に提出するものとする。

第3条 要望者は、原則としてバス停留所を設置要望する地域の自治会長とする。

(審査)

第4条 市長は、第2条の要望があった場合、行田市地域公共交通会議で新設にあたっての審査を行うものとする。

(承認の基準)

第5条 前条に基づき行う行田市地域公共交通会議での審査においては、次の各号に掲げる事項を基準にする。

- (1) 交通不便地域の解消に資するものであること。
- (2) 既存の路線バスと競合しないこと。
- (3) 14日間以上の連続した乗降者数調査で、バス停留所1箇所につき、乗車数と降者数の平均が1日0.5人以上であること。
- (4) バスルートの大幅な延長、所要時間の増加、運行経費の増加につながらないこと。
- (5) バス停留所の設置箇所は、バスの通行及び停車が可能であり、且つ、安全に乗降できる場所で、次に掲げる事項を満たしていること。
 - ア 原則、既存のバス停留所から300メートル以上離れていること。
 - イ 道幅が4メートル以上あり、通行に支障がないこと。
 - ウ 交差点及び横断歩道から5メートル以上離れていること。
 - エ 急こう配や急カーブでないこと。
 - オ 通り抜けができること又は方向転換できる場所があること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(バス停留所の設置)

第6条 市長は、行田市地域公共交通会議の審査を経て、バス停留所の新設を承認した場合は、行田市市内循環バス・バス停留所新設承認通知（様式第2号）又は行田市市内循環バス・バス停留所新設不承認通知書（様式第3号）により、要望者へ通知するものとする。

（バス停留所の廃止）

第7条 市長は、14日間以上の連続した乗降者数調査で、乗車数と降者数の平均が1日0.5人未満であったバス停留所について、行田市地域公共交通会議の審議を経て、廃止することができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、行田市市内循環バスのバス停留所新設及び廃止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

行田市市内循環バス・バス停留所新設要望書

年 月 日

行田市長

申請者 住 所
自治会長名

行田市市内循環バスのバス停留所について、下記のとおり新設を要望します。

記

- 1 要望箇所・バス停留所名称案
- 2 要望箇所周辺の状況
- 3 要望理由
- 4 利用目的
- 5 利用促進に向けた方策
- 6 1日当りの利用者見込数
- 7 添付書類
 - ・ 要望箇所が分かる地図
 - ・ 要望者名簿（20人以上）

様式第2号（第6条関係）

行田市市内循環バス・バス停留所新設承認通知

年 月 日

様

行田市長

年 月 日付けで要望のありました行田市市内循環バス・バス停留所の新設については、行田市地域公共交通会議での審議の結果、下記のとおり承認しますので通知します。

記

- 1 ○○地内に「○○」バス停留所を設置すること。
- 2 設置予定日
- 3 設置された後、見直し等における14日間以上の連続した乗降者数調査において、乗車数と降者数の平均が1日0.5人未満であった場合、廃止を検討する。
- 4 利用促進に向けた方策を貴団体において実施するものとする。

様式第3号（第6条関係）

行田市市内循環バス・バス停留所新設不承認通知書

年 月 日

様

行田市長

年 月 日付けで要望のありました行田市市内循環バス・バス停留所の
新設については、行田市地域公共交通会議での審議の結果、下記のとおり不承認としま
すので通知します。

なお、不承認の理由は下記のとおりです。

記

1 不承認の理由